

## 令和3年度担当の組長さんへ、組長の役割り

【注】この資料は組長さんへお願いする役割の基本事項を記したものです。  
今年度は4月組長会中止のため、組長さんへの説明未完了で申し訳ありませんが、時期遅れの弊害を避けるために、取り敢えず配布させていただきます。  
自治会費集金については、近日中に別途ご説明させて頂く予定です。  
お急ぎの問い合わせ先は：

自治会長 池田 052-782-5307 又は 会計担当 岩瀬 052-782-7097

2021/04/25

自治会長 池田

### 1. 藤巻町の課題として

- 1) 藤巻町住民の年齢構成は、2021年の3月1日の市の統計資料では、204世帯442名、内65歳以上の比率が43%、西山学区は18%、名東区では22%です。皆様のまわりにも、高齢の一人住まい、二人住まいの方がいらっしゃると思います。
- 2) 空家も多く定期的に維持管理されているといえども、何が起きるかわかりません。日頃から地域の絆や助け合い、支え合いの関係を築く事が大切ではないでしょうか。
- 3) 市・私有地の空地が多く、維持管理が行われているとは言い難く、何が起きるか不安な場所が多い
- 4) 市有地で切り倒された大木はそのまま放置されて 公園の中で生活している感は全くない  
ここ数年頻発した私有空地の大木が倒壊した時の、トラブルシューティングは大変でした
- 5) 市・私の道路には未舗装部分もあり、道幅が狭く 交互通行が可能な道がほとんどない
- 6) 大物の不法投棄は減少しましたが、残念ですが、生活ゴミのちょい捨ての多発地域が散在しています。一昨年3月末日より前に不法投棄され、放置されたままになっていたのは、服部前会長（一昨年度からは保健環境委員）が関係部署に以下のように対応要請した。
  - ①名東環境事業所に現場写真で報告、「事件だから名東警察に報告するように」と
  - ②牧の原交番に報告、「事件として受け取り 結果を自治会長に報告する」
  - ③名東警察「パトカーを出動させたが、証拠が見つからず、名東環境事業所に委託した」
  - ④環境事業所「私有地への投棄物は、私有地主が撤去する、現時点では行政では無理」
  - ⑤西山学区と新池の地主代表に経過報告、現在変化無し

(このような不法投棄に対しては後に項目4に対応方法が記載してあります。)

なお、本年度の自治会費は、西山学区の開催される予定の学区行事の有無にかかわらず、従前の会費（¥3,600円）をいただくことになりました。

### 2. 災害ごとに避難の方法が変わりました。(一律の避難所ではなく)

(ナゴヤ避難ガイドは市のHPからダウンロードできます)

<https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000112330.html>

(災害の恐れがなくなる)

災害発生 ⇒ 災害ごとに適した指定緊急避難場所へ ⇒ 指定避難所へ  
[安否確認 緊急避難] [避難]

- 1) 最近大震災が発生する確率が上昇し、災害から命を守るための、ナゴヤ避難ガイドが 全世帯に配布され、お手元にいざという場合のために、保存されていると思います。時には見てください。
- 2) 東日本大震災では、避難所に逃げたものの、その施設に津波が襲来し、命を落とされた方々がおられました。その教訓を踏まえ、災害ごとに避難の方法が変わりました。
- 3) 今まで、一律に西山小学校や神丘中学校と西山下水処理場が主な避難所でしたが、藤巻町はほぼ全体が南だれで高低差があり、また20m級の落葉樹が住宅の周辺に多くそびえている。大規模な揺れによる被害や大規模の火災には、一律の避難所と言うわけにはいかない。藤巻町内での対応は、西山学区連絡協議会と連携し、これから深めていく所です。そのために、昨年度立ち消えになっていた自主防災会を再編し、各組長に役割り分担を決めたので、本年度組長各位にも同様にお願いします(自主防災組織編制表を参照)
- 4) 組長は組内での交替制となっているのがほとんどで、何年も組長の当番が来ない組が多くあります。いざという時には、お互いに助け合わねばなりません。お向かいの人やご家族と言葉を交わしたことも無いでは もう遅い。
- 5) 居住者が、お互いに少しでも気配りをして、住民同士がつながりを持ち、「自分たちのまち」をより住みやすい町にするきっかけにしましょう。

### 3. 今年度担当される組長さんに

今年度担当される組長さんが気持ちよく進められるように、皆さんの協力をお願いします。

#### 主な役割

1. 組長会に出席を
  - ・ 報告内容の確認と質疑(8月、12月は組長会は休み)
  - ・ 欠席される方は、連絡(留守電)をよろしく 781-0426 池田へ
2. 組長会資料の回覧
  - ・ 組長会での追加情報、注記情報を式次第等に追記して、回覧する
  - ・ アンケート調査等への協力・支援
  - ・ 自治会員名簿は回覧不要世帯にも配布してください
3. 自治会費の集金
  - ・ 組の全会員の分をまとめて、5月23日の組長会時に会計にご提出ください
  - ・ 1会員、年間 3,600円
  - ・ 転入者は入会金1,000円と入会の翌月から300円×年度末までの残月数
  - ・ 貴組の合計した会費の受領書は5月23日に起票し、お渡しいたします
4. 組への転入、  
転出者の報告
  - ・ 「藤巻町在籍者・転入者名簿」 を組長会時に会長に提出してください

5. 訃報と対応
- ・会員同居家族からの逝去連絡の受け取りと内容の確認
  - ・組長は会員家族に葬儀関連情報を確認、自治会長他関係者に報告
  - ・近年は家族葬が多くとり行われ 香料を受け取られない状況が多いですが、会計が会員家族に直接お渡しします。

6. 学区・藤巻町行事やボランティア活動への積極的に参加、支援、応援を
- ・ ソフトボール、レク・バレーボール、学区運動会⇒チームを編成し参加
  - ・ 子ども会各種行事
  - ・ 植田山白龍神社祭礼（11月3日）
  - ・ クリーンキャンペーン・なごや2021  
（市有地・私有地の空地の実態調査）
  - ・ 町を美しくする地域美化活動
  - ・ 安心・安全で快適なまちづくりの日
  - ・ 自主防災訓練、避難活動訓練
- どれか1度は出席してもらいます

7. その他
- ・ 集会所のトイレ掃除（組長会開始の10時まで）
  - ・ 年末の集会所の大掃除（11月の組長会前の09:00～10:00）

8. 組長会の当番をお願いします（当番の方は20分前には来てください）
- ・ 資料準備
    - ・ 組長等の名札を並べ、セットされている資料を各席に並べる
  - ・ お茶等
    - ・ 飲み物は、ご自分で用意ください
    - ・ 会議終了後の後片付け（役員・委員・組長表示札も回収）
  - ・ トイレ清掃
    - ・ トイレ内常備道具とウエットティッシュで清掃、床も含め

上記8. 項目のトイレ清掃は以下の編成にて交替で協力をお願いします

- ・ 1～5組            5月、 9月、1月
- ・ 6～10組        6月、10月、2月
- ・ 11～15組       7月、11月、3月

4. 不法投棄対応（住民の皆さんで気を配っててください）

発見者だけでは処理出来ない、大きさ・量の場合

- ・ 見付けた人が、投棄物の概要と投棄場所が判断出来る情報を以下に報告する

- ・ 道路上            名東土木事務所        052-703-1300
- ・ 市有空地        名東環境事業所        052-773-3214  
                         東山総合公園            052-782-2111
- ・ 私有空地        不在地主が対応（不在地主が不明の場合は撤去は難しい）

近隣に捨てられた生活ゴミ

- ・ 見付けた方が、出来ましたら自宅に回収し、名東環境事業所の各戸回収日に出す